

第1章 なぜ今「協働」なのか

1 策定の背景

2 協働の意義

3 本指針のねらい

第1章 なぜ今「協働」なのか

1 策定の背景

(1) 地域社会を取り巻く環境が大きく変化しています

現在、中央区では積極的に取り組んできた人口回復施策と都心回帰の動きが相まって、共働き世帯を中心に定住人口が急増しており、子育て支援の充実や安全・安心なまちづくりなど、快適な都心居住を推進する上での新たな課題が顕在化しています。また、この急激な人口増加やライフスタイルの変化などは、多様なニーズや価値観の広がりを加速させるとともに、地域におけるコミュニティ意識や連帯感の希薄化が進むなど、地域の課題をより一層複雑で多様なものにしていきます。

こうした地域の課題がますます多様化する状況の中では、区民生活のニーズに公平で均一的なサービスを提供してきた行政のみが応えていくことには限界があります。これからは、在住・在勤者をはじめ、本区にかかわりのある人々がそれぞれの経験や能力を生かし、個人では解決できない地域の課題に主体的に取り組む団体と協働しながら、多様なニーズにきめ細かく対応するとともに、中央区をより良い地域社会として将来にわたって発展させていくことが必要な時代になってきています。

(2) 社会貢献活動の輪が広がりつつあります

長年にわたり区との密接な連携により、地域の人々がともに助け合う活動を通して、地域の課題解決を実践している代表的な組織として、町会・自治会があります。

また、都内第1位の事業所数を抱える本区では、地域の中で社会貢献活動に取り組む企業や在勤者も多く、福祉や清掃活動など多面的な活動を展開しています。

さらに、平成7(1995)年の阪神大震災を契機に、NPO・ボランティア活動が社会的に広く認知され、平成10(1998)年の「特定非営利活動促進法(※1 NPO法)」の施行により、その活動の場も急速に拡大し、新たな公共サービスの担い手として期待が高まっています。

今後は、子育てや介護、教育など幅広い分野において、区民、NPO法人、企業など多様な団体と区がそれぞれの責任範囲を明らかにしつつ、持てる力を出し合いともに考え行動しながら共通する課題の解決に努めていく協働を一層発展させていくことが求められています。

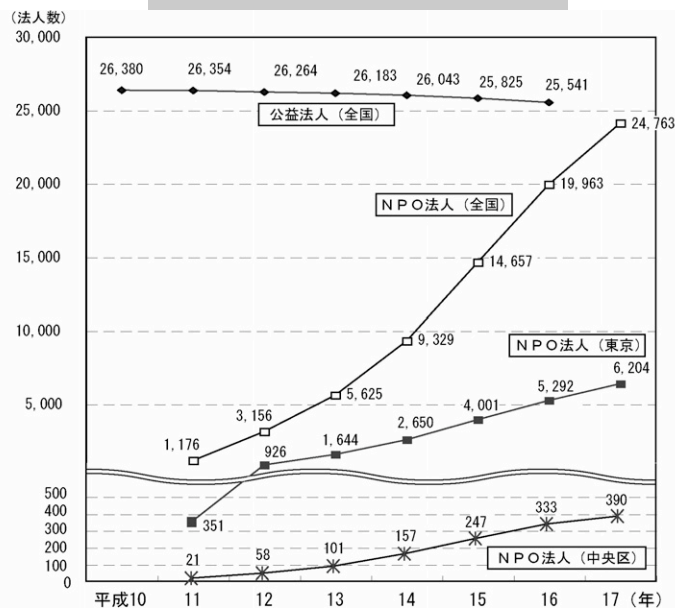
(3) 地域の活動に参加しやすい環境づくりが求められています

地域の活動は、担い手にとって家庭や職場以外に自分の能力を生かす「生きがい」や「自己実現」の場になっています。

本区の世論調査（平成 17(2005)年 6 月）では、7割近くの区民が「地域活動・ボランティア活動への参加意向」を示すなど、区民の社会貢献活動への参加意欲も高まっています。また、近い将来に定年退職を迎える、いわゆる団塊の世代が自らの経験を生かす場として地域活動に目を向けつつあると言われてしています。

区と地域で活動する団体がさまざまな形の協働事業を推進していくことで、団体の活動が活発になり、区民の生きがいの場や社会参加の受け皿が拡大していきます。このように協働は、地域の活動に参加しやすくなる環境づくりを進めていく上での有効な手法の一つになります。

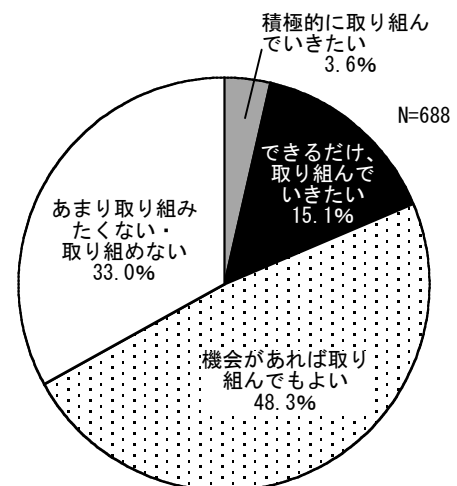
NPO 法人と公益法人数の推移



出典：区資料

公益法人の数値は各年 10 月 1 日時点による
NPO 法人の数値は各年 12 月 31 日時点による

区民の地域活動・ボランティア活動への参加意向



出典：中央区政世論調査
(平成 17(2005)年 6 月施行)

2 協働の意義

中央区が、地域で活動しているさまざまな団体と多様で複雑化する地域の課題に対し、持てる力を出し合い、ともに考え行動しながら共通する課題の解決に努めていくことには、主に次のような意義があると考えます。

(1) 多様で複雑化する区民ニーズに効果的な対応ができるようになります

地域で活動するさまざまな団体が、その特性を生かして公的なサービスの新たな担い手となり、多様で複雑化する区民ニーズや個人では解決できない「公共」の課題に対し、柔軟できめ細かいサービスを提供することが可能となるなど、^{※2}新しい形の「公共」の取組が広がっていきます。また、区民自らがサービスの担い手となることによって潜在的なニーズや地域課題が発掘され、必要とされる公共サービスの創出や問題解決に結びつきます。

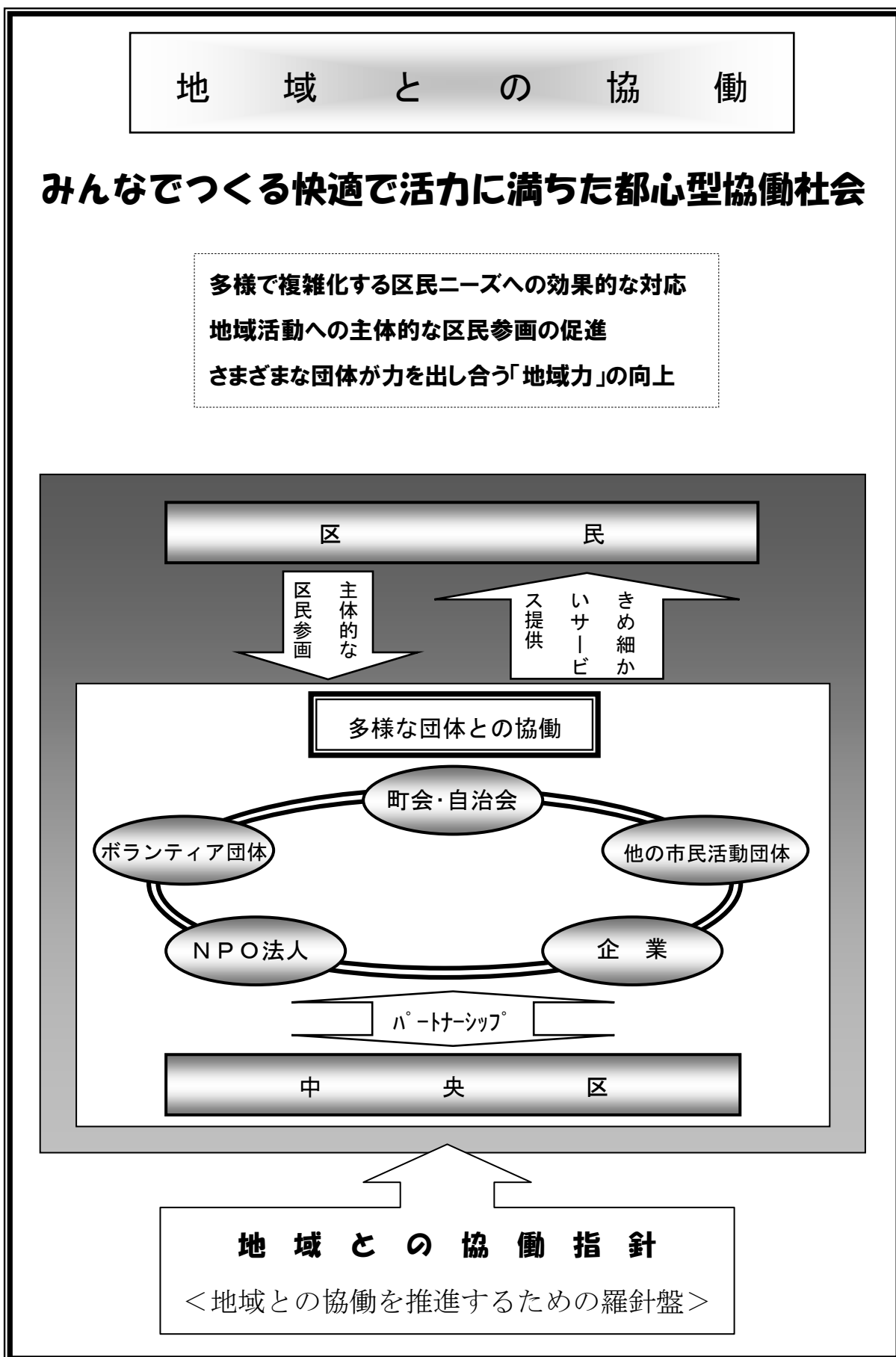
(2) 地域活動への主体的な区民参画の促進につながります

区民はもとより、在学・在勤者などの昼間区民や中央区にかかわりを持つ多くの人々が、主体的に地域活動に参画できる場が拡大します。区民等がより良い地域づくりを目指して自発的に地域の課題にかかわることで、自治意識が高まるとともに一人ひとりの自己実現の機会が増えていきます。

(3) さまざまな団体が力を出し合う「地域力」が向上します

町会・自治会、NPO法人・ボランティア団体などの^{※3}市民活動団体や企業などさまざまな団体の社会貢献活動が活発になり、活動を通じた人と人とのつながりが強まるとともに団体同士のネットワークが広がっていきます。こうした動きが地域に根ざしていくことで都心型コミュニティが生まれ、地域全体としての総合力が向上していきます。

※ 「地域との協働」を図に示すと、以下のようなイメージ図になります。



3 本指針のねらい

本指針は、区と公的なサービスを担うさまざまな団体が協働して、公共的な課題解決に取り組むにあたって、協働の基本的な考え方や進め方などを明らかにするとともに、共通の認識を持って都心型協働社会を実現していくための原則を示しています。

また、区が多様な協働を推進していく中で、将来に向けてより広がりのある都心型協働社会を実現していくためには、団体間同士の協働も積極的に展開されていくことが必要であり、その際の手引きとしても活用されることを期待します。

- ※ 今後「協働」の取組は、多様なあり方に発展していくものと考えられるため、この指針に基づく協働の実践を積み重ね、さまざまな経験の蓄積と検証により、指針の内容を必要に応じて見直していきます。

<用語解説>

※1 NPO法

公益的な活動を行う団体が比較的簡単な手続きで法人格を取得できるように民法 34 条の公益法人の特別法という位置づけで成立しました。正式名称は「特定非営利活動促進法」。

また、NPO法に基づき設立された法人を「特定非営利活動法人（NPO法人）」といいます。特定非営利活動とは、利益を構成員に分配することなく、不特定多数の利益の増進に寄与することを目的とした活動をいいます。

（NPOとは、Non-Profit Organization の略称。）

※2 新しい形の「公共」

近年、社会が複雑に変化していく中で、防犯、防災、高齢者福祉、子育て、まちづくりなど地域の課題が複雑かつ多様化してきています。行政サービスには、公平性と平等性が求められることから、区民一人ひとりの多様なニーズや価値観にきめ細かく対応することには限界が生じる場合があります。

今日、全国各地でこうした課題に対し、行政単独ではなく、住民自らの創意工夫により個人では解決できない「公共」の課題を新しい形で解決する活動が行われています。このような動きは「新しい形の公共」とも呼ばれており、地域の実情を最も理解する中で、地域にとって最も適した課題解決が可能となります。

※3 市民活動団体

営利を目的とせず、自主的に行う不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを目的として活動する団体を指します。

ただし、宗教活動・政治活動を目的とするものと公益を害する恐れのあるものは除きます。